

藤枝市客引き行為等の禁止に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、公共の場所における客引き行為等の禁止に関し必要な事項を定めることにより、市民等及び事業者等と協働して、公共の場所を安全かつ快適に通行し、又は利用することができる生活環境の確保を図り、もって魅力とにぎわいのある安全・安心で快適なまちづくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 客引き行為等 道路、駅周辺及びその他の公共の場所において行われる次に掲げる行為をいう。

ア 客引き行為 通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、客となるように誘う行為をいう。

イ 客待ち行為 客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為をいう。

ウ 勧誘行為 通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、役務に従事するよう勧誘する行為をいう。

エ 勧誘待ち行為 勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為をいう。

(2) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

(3) 事業者等 市内において事業を行う者（以下「事業者」という。）又はその従業者をいう。

（市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、客引き行為等の禁止に関し必要な施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、前項の施策の推進に当たっては、静岡県警察その他の関係機関及び関係団体との連携を図り、必要な協力を求めるものとする。

（市民等及び事業者等の責務）

第4条 市民等は、この条例の目的を達成するため、客引き行為等を助長することのないよう努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

2 事業者等は、この条例の目的を達成するため、客引き行為等の抑制に取り組み、公共の場所を安全かつ快適に通行し、又は利用することができる生活環境を確保するよう努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

（協働）

第5条 市民等、事業者等及び市は、この条例の目的を達成するため、客引き行為等の禁止に関し、相互に連携し、協働して取り組まなければならない。

(客引き行為等禁止区域の指定)

第6条 市長は、市民等が公共の場所を安全かつ快適に通行し、又は利用することができる生活環境を確保するため、特に客引き行為等を禁止する必要があると認める区域を客引き行為等禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ当該区域の市民等及び事業者等の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の規定により禁止区域を指定したときは、規則で定める事項を告示するとともに、市民等及び事業者等への周知を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(禁止区域の指定の変更及び解除)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、前条第1項の規定による禁止区域の指定を変更し、又は解除することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により禁止区域の指定を変更し、及び解除する場合について準用する。

(禁止区域における客引き行為等の禁止)

第8条 何人も、禁止区域においては、客引き行為等を行い、又は行わせてはならない。

(禁止区域における客引き行為を用いた事業の禁止)

第9条 事業者等は、前条の規定に違反する客引き行為をした者又は当該客引き行為に係るのある者から紹介を受けて、当該客引き行為を受けた者を客として自らの店舗に立ち入らせてはならない。

(事業者等による従業者等への指導)

第10条 事業者等は、公共の場所で従業者その他のものに自らの事業に関する宣伝をさせるときは、その者に対し、禁止区域における客引き行為等の禁止に関する指導を行わなければならない。

(指導及び勧告)

第11条 市長は、禁止区域において客引き行為等を行い、又は行わせた者に対し、当該行為をしてはならない旨を指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導を受けた者が禁止区域において当該指導に係る行為をしたときは、その者に対し、当該行為をしてはならない旨を勧告することができる。

(命令)

第12条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その

者に対し、当該勧告に係る行為をしてはならない旨を命じることができる。

（立入調査等）

第 13 条 市長は、前 2 条の規定の施行に必要な限度において、客引き行為等を行い、若しくは行わせた者に対し、報告を求め、又はその職員をして、事業者の事務所、店舗その他事業に関係する場所に立ち入らせ、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（公表）

第 14 条 市長は、第 12 条の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないとき、又は前条第 1 項に規定する者が同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による立入調査を拒み、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その事実を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、藤枝市行政手続条例（平成 10 年藤枝市条例第 1 号）第 3 章第 3 節の規定の例により、当該公表の対象となる者に対し、意見陳述のための手続をとらなければならない。

（関係機関への情報提供）

第 15 条 市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、この条例の施行に関し把握した情報を、静岡県警察その他の関係機関の長に対し、提供することができる。

（関係機関への協力要請）

第 16 条 市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、静岡県警察その他の関係機関の長に対し、情報の提供、助言その他の必要な協力を求めることができる。

（罰則）

第 17 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。

(1) 第 12 条の規定による命令に違反した者

(2) 正当な理由なしに、第 13 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第 18 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の過料を科する。

(委任)

第 19 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条から第 18 条までの規定は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。